

就学援助制度について(お知らせ)

宇美町では、宇美町就学援助規則に基づき、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をはかるため、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。毎年、申請が必要です。(これは校納金の免除ではありません。)

1. 援助する費目

①	学用品・通学用品購入費	小学 11,640 円／中学 22,740 円 (年額)	7 月 (4～7 月分)、 11 月 (8～11 月分)、 3 月 (12～3 月分)、 の 3 回に分けて支給 します
②	校外活動費 (宿泊なし)	小学 1,600 円 / 中学 2,310 円 (年額)	
③	給食費 (牛乳代含む)	学校に実際に払った金額 (実費)	
④	新入学児童生徒学用品費	1 年生で、受付期間中に申請した方のみ 小学 51,110 円／中学 60,980 円 (年額)	
⑤	夏季キャンプ代	小学 5 年生、中学 1 年生のみ (実費)	
⑥	修学旅行費	小学 6 年生、中学 2 年生のみ (実費)	

2. 対象者

裏面の対象者 1～10 のいずれかに該当する方。原則として、宇美町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、宇美町内に住所を有し、かつ、現に居住している次のいずれかに該当する方となります(区域外就学の方は、学校教育課にご相談ください)。

3. 申請手続き

(1) 受付期間：令和 7 年 6 月 2 日 (月)～6 月 30 日 (月) まで

※期限を過ぎても、令和 8 年 1 月 30 日 (金) までは受け付けますが、認定された場合は申請した日から援助開始になります。

(2) 申請書類：①就学援助申請書 (5 月下旬より学校または宇美町教育委員会学校教育課で入手できます。)

※宇美町のホームページからダウンロードできるようになります。

②添付書類 (裏面の必要な添付書類を参照)

(3) 提出先：学校または、宇美町教育委員会学校教育課

※原則、保護者が持参されますようお願いします。

4. 申請後の流れ

所得審査終了後の 7 月下旬頃に認定の可否を記した通知書を郵送します。

支給は 7 月、11 月、3 月の年 3 回です。ごきょうだいがおられる場合、同じ口座へ同日に振り込まれる就学援助費について、合算して振り込みます。(校納金に未納があった場合は、学校の口座に入金する場合もあります。)

申請された保護者で通知書が届いていない場合は、宇美町教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

就学援助でわからないことがありましたら、お子様の通っておられる小・中学校か、宇美町教育委員会 学校教育課 TEL092-934-2245 にご相談ください。

5. 注意事項

- (1) 宇美町教育委員会が、申請書における世帯の状況欄に記載された全員の世帯構成員及び収入並びに課税状況についての情報を求めることに同意が必要です。
- (2) 宇美町教育委員会が、児童扶養手当受給状況を照会することについて同意が必要です。
- (3) 年度の途中でも状況が好転した場合には、支給を停止し、遡って返還していただくことがあります。
- (4) 経済状況の好転により就学援助の必要がなくなったときや、世帯の状況が変更になった場合は、学校または宇美町教育委員会学校教育課に申し出てください。
- (5) 毎年、申請が必要です。
新1年生の保護者で、3月に入学準備金の認定を受けている方でも、再度申請が必要です。

6. 必要添付書類

申請理由により添付書類が必要ですので下表をご確認ください。

	対象者	必要な添付書類
1	生活保護を受給されている方 <u>(教育扶助が行われている場合は、修学旅行費のみが援助対象です。)</u>	
2	保護の停止又は廃止になった方	
3	市町村民税が非課税である方	令和7年度 市町村民税非課税証明書 ※令和7年1月1日時点で、宇美町に住所を有していない方のみ提出してください。
4	市町村民税の減免を受けている方	市町村民税減免決定通知書の写し
5	個人の事業税の減免を受けている方	個人事業税県税減免決定通知書の写し
6	固定資産税の減免を受けている方	固定資産税減免決定通知書の写し
7	国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	国民健康保険税減免決定通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
9	生活福祉資金貸付による貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
10	所得審査により世帯の年収が基準額以内の方 ～基準額について～ 申請時点で最新の所得（前年度の年収）における当該世帯の年収の額が、生活保護基準による生活扶助基準額、教育基準額及び住宅扶助金額を合計した額に100分の130の割合を乗じて得た額以内の方。	令和7年度 市町村民税所得証明書 ※令和7年1月1日時点で、宇美町に住所を有していない方のみ提出してください。

※上記3・10に必要な証明書は令和7年度【令和6年中(2024年中)】分で、世帯の18歳以上のすべての方の分が必要となります。

※上記10については控除内容が記載されているものを提出してください。

*所得証明書の原本が他の手続き等で必要な場合は、返却しますので申請時に申し出てください。

*申告等を行っていない方は、審査ができないため受け付けできません。